

標註職原抄校本

上之本



安政五年戊午新鐫

長門 近藤芳樹先生著

標註職原抄校本

書肆 田中宋榮堂發兌

標註職原抄按本序

上古神聖。開國立教。仁義忠孝之道。甄陶四海。感化萬姓。垂拱而天下治。當是時。政令簡易。風俗敦樸。非後世所能及。而典章文物之制。或有未備焉。迄于中古。遣使隋唐。取其制度之所宜。

而更加斟酌。以黼黻邳隆之治。然後典章文物之美。禮樂政刑之懿。蔚然而備。蓋隋唐之制。自北周始。北周依周禮。定六官。官職之制。府兵祖庸之法。皆為之繇範。而唐太宗以雄傑之姿。英邁之才。更加損益。以立一代之法。

貞觀之政。殆致刑措。此乃吾

邦之所參稽者。觀令義解職原抄。可以知其概矣。第是二書。文辭簡質。讀者病其不詳。長州藩士近藤芳樹。研鑽國史。尤覃心於令義解。編摩纂述。殫數十年之力。作標註十三卷。而職原抄

則其遊刃所及云。茲者先以職原抄付剞劂。而令義解將續刻焉。請余序之。余竊惟

皇邦巍然。屹立于海心。東方精華之氣之所萃。

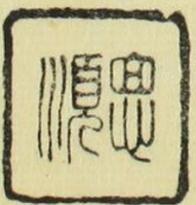
聖主賢君。繼之相繼。億兆富庶。彛倫攸叙。宜無待於異域。然堯

舜文武周公孔子之道。經典所載。厚倫理而立經常者。皆博採焉。以禪雍熙之治。匪特參用隋唐之制度也。其廣大光明。量侔天地。於戲盛矣。千載之下。讀其史。想見其世。欽仰咨嗟。慨然有不可及之感。而其制度之懿。則

頗具於是二書。願芳樹能就羣籍而研究之。凡可以闡明二書之義者。悉蒐采以實上標。俾讀者一覽瞭然於心目間。其貽惠後學。良匪淺鮮。故余弗以禱昧辭而為之序。

嘉永七年夏四月

昌平學教官安積信撰



浪華吳策書



標注職原抄校本開題

長門

藤原芳樹撰

此抄ハ入道一位准后源親房卿の撰ひきよへる書あり。卿ハ村上天皇の皇子具平親王の苗裔。大納言師重卿の子にて、いとゆる村上源氏なり。建武三年十二月、後醍醐天皇、足利尊氏が謀反を避て、吉野離宮に潛幸し、まひやがてかゝことを皇居と定めまひらり。京都ハ尊氏光嚴院天皇を帝位につうと奉り、それよりこのまゝ京都を北朝、吉野を南朝と稱して、諸國の武士どもたのゝ引こゝ御方となり。國郡をあらそひ、ほとゝ兩日天、光をきそひ、争戦地をやむことなきて、年月をへらる。後醍醐天皇、聖運つひひりけきをまひて、同き五年の九月、空しく南山の雲をかかれまひらり。

次のミかたと後村上院天皇と申奉るは吉野の離宮にたよりありなごり
 1.位は即ちおひらり改元ありて年號を興國といふこの時卿ハ常陸の小田の
 城に居て東國の軍務を掌りおひらるは南朝のころはかりとめの皇居より即位
 の禮より始められたるこの儀式に至るまで考索はへる古記ふれば朝廷の公事
 へのゆゑ埋れゆえんとはさそ歎きまひ兼鉞の隙をうけひて翰墨の林をまけ
 この抄上下二冊を撰ひ離宮に奏進しおひらり蓋公事多端なれどもその
 要ハ任官叙位の際あるを以てまつ官位の沿革任叙の等級を示し族を尊
 ひ賢を擢るの路をひらきまへるものありたり然ハあれど戦場のしづかなる
 くの書記の體裁しどけなきてうるはしき朝廷の典籍といふはつたなごり
 典書ハ或人の問に答へたるまじ記しおひらり歎きたる職負令の末書より
 て玩ぶへし。

有職の學も人のまづ讀べきは律令格式の四書なり然ども今こそくは世
 傳るぞ惜べきの至なりさてこの四書をよむ心得べきことあり弘仁格の序に
 律以懲肅為宗令以勸誡為本格則量時立制式則補闕拾遺四者相須足以垂
 範譬猶寒暑適以成歲昏且迭而育物とありて常も律令格式といひてつたこと
 なれどもまじりハ令式律格といひへる理なりたりるハ令ハ勸誡の書よそ彼ごと
 こそよ此をハかくせよと教導く事どもを記きり式ハ補闕拾遺として官人の
 職よわて勤め行ふことにな古制のまなるをその闕を探り遺を拾ひ漏る事
 なられとて記きりものなり律ハ人の罪過を糾し罰する事どもを擧る書よて
 彼令式の常典よ背りめざる為に撰むる書なり格ハその令式律ともは百王
 不刊の模範なれども古今時を異うたれば古よりありて今よのなはる事
 ともはつたことありまじり制法を改張きられたるを集る書也これ

示其文簡潔不重複而无不可解者而又各官下不注本位及唐名是為准
 后云舊无疑矣因今手繕寫以藏云安永八年歲次己亥長至日左京藤原
 貞幹とありこれより准后の舊本とてのまゝ寫し傳へるりのなほく彼准大
 臣篇後附本位唐官等の加筆なきをねもへばこれといふ顯統本と同物と即
 真面目のまゝなり歟是に依て今此のれはもの貞幹寫本と定本と
 て其外寛文八年書寫の古本及挑華禪問の校正一五と速水
 房常の寫る本及壺井義知本等をも參考したるよしん

上件より如く顯統本といふもたゞその奥書こそりものま
 くれ年をへて轉寫したる舊本と存する真本といひざるを天
 野信景の塩尻職原抄正平二年十二月一日源顯統所寫の本
 寛正十一年權外記隼人正某重寶之本好し今莊原家藏之又

慶長十四年所寫之古本同之印行の書ハ甚誤矣といへる依是ハ

印行の時善く訂きりたるべし

標注古注として引るハ壺井義知の注解なり此のれが見る本全篇な
 一其外ハ大全云參考云とやう書名を記きり事長くて頭注
 一あへぬハ別記あるなり

三内口決於南朝昇進之人一切不用之然處此親房卿許北畠准后天
 下稱之御家規模無比類事ハ廣才博覽所世之推ハ見えたりけ
 のけきくもわりとられど兩朝とも御裳濯川の御流なれいづこつけ
 ても兎角申へるありねども今のかどハあらく北朝の御そちさう
 けをむへ南朝のことハはて用ひせぬもその理
 ある事ならずと准后の著述ハ廣才博覽の所致して朝家萬世

推古天皇御宇云々古注云御宇訓阿
女乃志多志志女須考考子戸自天
地四方曰宇言統御天地四方也といふ
如推古女帝がゆき日本紀の帝の
元年四月庚子朔己卯立厩戸豊聰耳
皇子為皇太子仍録攝政以万機悉
委焉と云えて太政を太子に任せり
され推古の壬午即太子攝政也

減省又新加之官謂之令外官但内
大臣中納言等大寶以前有其号然
而不載官位令矣

この十二年のゆきよく書さる也此十二年を山科道安の槐記に論て十年とす本を三本まで分りて公の仰りて元と果紀
と考に上年十二月より始行冠位と云ふ十二年正月より始賜冠位於諸臣と云ふて行へ定多ふ十年癸亥也諸臣も十年正月也との
書十年中子正月と支十月名も十年のからむと記せん十年とある後人の紀は依て改めりりなる一槐記は從ひて
冠位十二階の事及冠位官位のけちもりり列記すべし

始置八省百官孝德紀大化五年春二月詔博士高向玄理與釋僧旻置八省百官と云ふ八省中務式部民部治部兵部刑部大藏官
内ならこの外破管の寮司及八省もかむぬ諸司武官もあつてありて八省と云ふ内はめてる一省説文に禁署也といひ百官と
その八省以下の諸司の官人より然りり時の官省寮司の名目大室の令制に符りやあはれ今いひてはさういふ古語拾遺に百官年
云拜神官頭と云えて注ふ神祇伯也といひ頭寮の長官也の時を神祇の司と官と云ふと云ふ天智紀十年大炊省有八
鼎鳴云大炊寮を省といふハ令制にこれなり

先是大臣大連等有之上代の制日本紀に臣連伴造國造と事所々云々臣も連も伴造も國造もは姓也姓か加婆祢訓て頭根の
義即家の長も姓也これ姓官と云ふ異て選任のものより代々傳ふ家々職名也といふ臣連の二姓は朝政の預り第一の家柄と
臣姓も大臣も連姓も大連も連姓も大臣大連も即後世の右大臣の如して伴造内官國造外官と共大臣大連も隨ひ政事と
執申もその二造の内も首忌君別縣主權置直り種々の姓多くて差別あり事なりり一列記にハ書經の泰誓に武王の殷紂と云り
言ふ官人以世といひ皇國の大古と云ふ世官なりり一國平らうり民をいひり事後世の企及も可なりり一治亂入り依り事
こハ依りりりりり大臣大連の事ハ下注す

正二位藤原太政大臣の細注に淡海公不比等は也板本にのり今古本に塘除不比等續紀を考り養老四年八月癸未右大臣正位藤
原朝臣不比等薨十月壬寅遣大納言正三位長屋王中納言正四位下大伴宿禰旅公就右大臣第宣詔贈太政大臣正位と云ふハ
贈官位也ハ贈字を冠すまきこハ令義解の官符が今足解文に依るもの也淡海公ハ續紀天平宝字四年八月甲子も遣以
近江國十二郎封為淡海公餘官如故といひり起り林也淡海即近江の事也ハ實封といひり知

奉勅撰律令大室元年の撰律令刑部親王も物裁の第一の事続紀の大室元年八月癸卯遣三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等撰
定律令於是始成といひり以て知ハ然る淡海公ハ藤原氏の權盛なるまに媚て功を彼公ハ歸さしめんと親王を除くハいかに至り
まきりてこの書准后源氏を以て撰ひて何の障も然るを不舊のまに淡海公もあはれれりいふまに大室の度ハ
今上孝律六卷なりと後養老の刊修せり時律令各十卷なりり養老刊修の親王薨後の名撰者の列にありはれ大室なる古令
といひ養老の書を新令といひ新と取て古を廢すハ當然の理也然る養老令とて別撰の書よりいふ大室令と添削刊修のまにハ大
室と古といひり事也その令即官位令と職官令とを首とせ

其後多有減省云古注云職官令に載れり官も後減省せり多かり畫司と内匠寮と内藥司と典藥寮と内礼司と強正等一散
位寮と式部省と兵馬司と馬寮と併せまき來儀造兵鼓吹主船主鷹獵典鑄漆部鍛冶官奴園池主玉油内掃部が諸司の如き今
かき官此外もあり一皆今をいひの官併り用れり兵庫も今も内兵庫左右兵庫とて三司ありと併せて今も兵庫と云り由也大舍
人寮も今も左右なるも後二寮もいひ今義解官符律令之興年代浸遠沿革隨時損益因世といひり如く代々損益沿革の事
也といふ今外といふ大室以前ハ其号なりり撰令の時除くハ後舊のまに加はれり今外也内大臣中納言等ハ新加之官勿論
也といふ

神祇官和名抄に加美豆加佐訓天神地祇の事と掌官也神々式載る五畿七道の神祇三千二百三十三座の外式外官帳の諸社の祭祀神

領社人の事... 二珠... 官内八神... 食津事代主の八神... 聖體守護の神祇也...

定都於大和國橿原時云... 年三月辛酉朔丁卯... 可治之是月即命有司... 橿原宮是歲為天皇元年... 白檀の多か... 御靈八咫鏡及草薙劍云...

草薙劍... 而如拜吾前... 草薙劍素盞鳴尊... 陽位七皇子... 發路のより伊勢神宮... 雲劍のついで... 故号其劍曰草薙... 其御刀薙撥草以其火打而打出

神祇官

當唐太常寺又云祠部

以當官置諸官之上是神國之風儀... 重天神地祇故也昔人皇最初神武... 天皇定都於大和國橿原時以天照... 大神御靈八咫鏡及草薙劍安置大... 殿同床而坐蓋如往古神勅由此皇... 居神宮無差別宮中立庫藏此云齋... 藏官物神物亦無分云云此時天兒

屋根命孫天種子命專主祭祀事是... 乃執朝政之儀也崇神天皇漸畏神... 威鑄改鏡劍奉安置神代之靈器於... 別所是皇居神宮相分之始也垂仁... 天皇御宇天照太神鎮坐伊勢國度... 會郡五十鈴河上之時命中臣祖大... 鹿嶋命為祭主其後葉代々為祭主... 朝廷被置官以後神祇官伯... 昔為祭主頭

火著向火而云々といふこれに劍火打
といふ用の事知られり後世旅行
は燧袋を用ふる故事なりたれり
よ此書に鏡劍の二種を擧ぐ分備
玉を除ける令我解古語拾遺書に
依るもの也これの書にも二種の
載るを扱きて三種なりといふ故
實に必ず玉と云ふ三種の事上
に引る古事記の文を明也なを
くハ別記に云ふも下なる鑄鏡
劍の件より

安置大殿云々古語拾遺に捧持天璽之鏡
劍奉安置殿と云書云々即勅白吾兒

視此鏡當猶視吾與同休共殿以為齋鏡

此云齋藏云々古語拾遺曰當此之時帝與神其際未遠同殿共休以此意常故神物官物亦未分別言曰齋藏令齋部氏永任其職
云々官物主上の御物神物靈鏡の供物也亦字根本先古本に從ふ類本又作

天兒屋根命云々執朝政之儀也との事別記より

崇神天皇の云々板本第十代の三字なり古本に依て除く

漸畏神威云々の事ハハ別記より

垂仁天皇御宇云々垂仁紀二十五年三月倭姬命隨大神教其祠於伊勢國云々大鹿島命為祭主の云々倭姬世記に見ゆ

伊勢神宮祭主又各別但見伯職掌
々為祭主云々然乃其職已一本為
一體以之可知者也然乃祭官之職
者上古之重任也又神國之故以當
官置太政官之上乎

朝廷被置官以後云々の八十字古本より然も類本に從て猶除るに被置官と古注に繼躰紀元年十月遣神祇伯等歌
祭神祇と皇極紀三年正月以中臣鎌子連拜神祇伯再三固辭不就有を引りこれ伯の始といふ事なり官の始といふ事なり
欽職官志及白鳳四年以小華下齋部作賀斯為神祇頭注曰今神祇伯也元祿頭寮之長官也大化之官制神祇未曰官欽即其頭寮伯
或所追称也安閑元年有大膳卿膳臣大膳是省之長官也天智元年十月大炊寮有八鼎焉併觀之則當時省諸職諸寮名目並以新
令と云々如く大化以後も猶伯と頭といふ寮と省と云ふたはあれ改制の後より定て云々はれり被置官ハ大令以來の事なり
昔為祭主頭諸注皆に云祭主何の社なり神を祭主と云ふ事神紀七年以大甲根子為祭主天神之主又以長尾市為祭主大國魂神之主
と云々如く即祭天照大神主なり也神主と云ふ事神紀七年以大甲根子為祭主天神之主又以長尾市為祭主大國魂神之主
有神を祭主と云ふ事なり祭主といふ如く頭と大物主大國魂と云ふ外の諸社も祭主あり天神宮の祭主後の神祇伯の如く天神
地祇の事ハ掌故祭主の中より頭と祭主頭といふなり雜事記に景行三年始令祀神祇仍定置祭官職一人今言祭主是也この文
義ハ景行の時祭神祇を掌官人なり只神祇を祭官人を一人定置れりこれ後の祭主也といふ意也延暦十年開十月の遷史に日
本紀卷に引く先是諸魚進家譜云中臣朝臣任神祇伯者是天照大神神主也といふ事也中臣氏のむねに所大神宮の祭主なり既に
祭主といふ事なるの神祇と祭主との長官ともなり也故に見伯職掌掌為祭主といふ事なり一か伯と祭主と同一者なりと
被置官以來の稱の云々はれりを以て各別任事と云ふ事なり無常事あり事諸魚家譜にて知り
上古之重任也祭政之致の世も也といふ事也文云々天種子大鹿島等には執政の臣を以て神祇の事と云ふ事なりとの也
伯孝經正義は伯白也明白其德矣といふ事なり伯を加美と訓む加美ハ上也字義於
てハカミと訓むなりされ官大と
四分はわらわりの長官とカミ次官と
スケ判官とシヨウ主典とサクワといふ
官名の訓ハ字義にかならぬ也

伯一人

祠部
尚書

相當從四位下近代至二三位
帶之唐名太常伯又太卜令又

中右記天仁元年十一月廿日の件、有叙位儀、從三位親定、祭主叙三位希代勝事、長元頃、輔親以後、此事久絶也、但蒙神德人自致此位也、これ任祭主筆と、任字わろ、任、相當ある官、用字也、補と、大中臣云、大輔、多々、三姓、任字と也

大祐云、和名抄神祇、日祐、万豆利古止比止、旁書、近代六位中、云、千、字、諸司の判官、つれ、也、古注、後水尾院以来、六位中、分正、從云、雖、然七位以下、无階級、以前三姓の下及中臣氏の四字、次の中臣者本云、の四十五字、共、本

中臣齋部卜部三姓之人任之

少副 唐名太常少卿

權少副

相當正六位上也近代五位官也三

姓之人又任之

大祐 大相當從六位上少相當從六位下近代雖五位帶之唐名太常丞

少祐 近代六位中不分正從皆是正六位上也

以前三姓及中臣氏等任之中臣者

ユカイモノト列記ヨリクニトモナク

大史少史和名抄云神祇史佐官説文云史記事者也

太政官和名抄云於保伊万豆利古止乃豆加佐と訓り天下万機の政を總掌る官也太政官下の旁書の二別記の二一統八省及諸國の職負令義解に依て考る左弁官右弁官太政官内の兩局として八省と管一諸國の朝集を知ことを掌るといふに依てかゝるべき

本大中臣一種也中臣清麻呂任右大臣之時初加大字然而其庶子有不給大之族彼等苗裔猶稱中臣也

大史

少史

太政官

當唐尚書省又号鸞臺蘭省雖為官之惣号近代稱辨官也

當官統八省及諸國天下事悉決此

官故云都省本名乾政官

故云都省とあれと皇朝と太政官と都省
との一事なりこれ事文類聚に尚書
省亦有録令僕射惣理六尚書事謂
之都省と見えり北齊の代の事なり
これとせむいふべし

本名乾政官の五字古本无續紀天平
宝字二年八月の件に奉勅改易官号
太政官惣持綱紀掌治邦國如天地
德生育萬物故改為乾政官と見え
たり

無其人則闕これ以上職負令の文即
その義解云設官待德故无其人則
闕也

無職掌之官也職負令義解云有德之
撰非分掌之職為无其分職故不
稱掌

行公事即内弁叙位除目等の事也太政大臣分掌の職なりぬゆまに内弁等の外の公事を掌り行はば然とも希は行ふ例あり
三代實錄仁和元年正月丁巳朔朝賀太政大臣行内弁太政大臣儀不可行内弁是日別有勅行之是權時之事也なり
推興欽の相國堀川昭宣公也

雅實大臣と久我太政大臣の事也在官時と太政大臣とたり時と事也古注云雅實公鳥羽院保安四年正月縣呂中夜執

筆同年三月九日崇徳院即位内弁也蓋被勅叙位之事未勅云なりぬゆまの公事を太政大臣の行ふとき別勅して仰る三代
實錄に別有勅とあり如く左右大臣の職も太政大臣の職なりぬゆま也さて内弁と大極殿とては會昌應天の二門と閤門
とよの閤門以内の事を行ふも閤内大臣といひ閤門以外の事を行ふも閤外大臣といひ弘仁式にんぬまに儀式は
内弁大臣閤外大臣とあり内弁と閤内にて諸事を弁備も儀也さて後ハ閤外大臣と外弁といふ外弁の義内弁
と對て知一朝儀やうく衰へたり大極殿の式と紫宸殿とて行いぬゆまの時ハ江次第抄に大臣於承明門内弁備諸事故
曰内弁第二大臣以下於承明門外弁備諸事故曰外弁とあり如く叙位ハ公事根元よりと六日にて侍と天徳五年より
五日は始て此儀あり曉はとよ及ハ七日節會の懈怠なりとて取あけられたることなり選叙令義解云叙者考叙也
言計考叙位也古注云叙位謂勅授五位以上也又云六位諸司積年勞而可叙爵者外記勅奏さて叙位ハ執筆の大
臣といふ事ありこれ左大臣の事也除目古注云春與秋被行之春除目云縣呂除目秋除目云京官除目江次第
抄云除目二字出於唐書或勅目或除目其儀也除任之義除舊官就新官故也目者錄也とあり公事根元と縣呂除目式
日ハ正月十日より始りて十三日まで三夜より京官除目は三月三日よりさきことなれと今ハ秋の除目とよめる冬も
及ぶなりと見え江次第除目の條に抄除目の儀と載られぬ京官除目の秋とよめり事なり除目ハ執筆の大臣とい
事なり執筆と勅を受て某と何位と叙き某と何官と任きと書付るの義と大臣の自己にせられぬ事を顯くとも稱也

太政大臣

相當正從一位
唐名大師相國大尉

師範一人儀刑四海無其人則闕云

云故云則闕之官有德之撰故非其

人者常不任之又無職掌之官也太

政大臣行公事希例也雅實大臣在官時依別勅

内辨叙位除目等被勅之

故云上古注云江次第抄云左大臣為閤
白之時右大臣為一上以閤白與奪也若

左大臣

相當正從二位
唐名大傅左丞相左僕射

官中事一向左大臣統領之故云一

又非上大臣者奉仰移外座行事閑
白上事與奪右大臣之時其右大臣更
不及奉仰直首端座行事云一上又云
上卿是常也蓋依時官或云內弁或云
執筆各作法之名也中書大臣奉行公
事以大臣為上卿納言奉行公事以納

言為上卿但左大臣或與奪右大臣一上卿也自余日上卿也其日朝泰第一勤之云これ古法の案也まこと一上は公の政官
まての上なるゆゑま一上公といふ也即左大臣といふ日納言の稱也日上卿の義なる事いんも更なりてこの閑白之人為左大
臣の書やと弁疑ふ江次第抄と引て左大臣之人為閑白時と改むといふは理はる事なり下より實躬卿記より攝關等
大臣時と見え玉葉嘉禎三年四月の件より攝政為左大臣之時多有此讓と見えは本のまことありき事なり與奪の字は與と
奪と義よく異なりては與をまといふ也と與の義也勅命を受て私に讓與するも與奪といふ也實躬卿記嘉元三年の件より
攝關等大臣之時一上事直以天弁與奪次大臣之条者流例攷但依勅被仰之時多以藏人頭被遣里第とある其證也天弁大臣附屬の
者ゆゑ與奪の時天弁を以て次大臣に讓らる與奪ありぬ勅命のとき藏人頭仰を傳ふる也

上關白之人為左大臣時右大臣行
一上事是依關白與奪也

右大臣

相當同左大臣
唐名大保右丞相右僕射

已上謂之三公

異朝三公云異朝ハ本朝ハ對する言なり

師傳保大師大傅大保の事也書經の
周官と大師大傅大保茲惟三公論道
經國變理陰陽官不必備惟其人と云
ゆ則闕する官不必備云より出づ
りのちり古今事類然未嘗備屬
礼有六卿死三公周公以冢宰兼大
師則三公止為兼官而未嘗有專
職可見矣

置六卿云周礼云天官冢宰地官司徒
春官宗伯夏官司馬秋官司寇冬官
司空

有相國左右丞相之号云古注云史記所見秦武王三年始置丞相擢里疾甘茂為左右丞相又昭襄王元年呂不韋為相國始皇十三
歲莊襄王死政代立為秦王呂不韋為相云云古今事類漢高帝初置丞相十年更名相國孝惠高后置左右丞相文帝即位
周勃為右丞相位第一陳平為左丞相位第二勃免平專為丞相武帝用劉屈氂為左丞相分官屬為兩府虛其右以待四方之
選云これより依る秦漢の代は相國左右丞相と三官より備て三公といふは或は丞相の左右なり事もありき
相國のこの事なり丞相一人なり事もあり或左丞相と分を置き右丞相と分を置きて其選當人を待たざりて
りき然るを此抄に異于古三公也といふを以て秦漢にては相國左右丞相と三公とを官と設け人を備ふるものと云ふ如く古
の三公その人ハ則闕なりと云ふ名ハ設けてありし也秦漢の相國左右丞相の官名悉くハ備らざりしハ師傳保より出づ
云らん故古今事類秦不師古以丞相御史大夫大尉為三公漢襲秦舊哀平間以大司馬大司徒大司空為三公復置大師大傅

異朝三公者皆則闕之官也為師傳
保職棟梁于諸官鹽梅于帝道者也
是故三公無所職置六卿令掌天下
政秦漢以來有相國左右丞相之号

頗似無其謂古注云分卿補任所見寬
仁元年十月藤原道長任太政大臣同
年三月賴通任内大臣頭光轉左大臣
公季轉右大臣各三人同日任之是四
公之始也この四公は藤原氏は道長
の為に頭光は從父兄賴通は弟公季
は叔父なり前文二三公者象天之三
台星といふは合はるる四公は更ニ謂
なき事なり

太政大臣天智紀云十年正月以大友皇子拜
太政大臣以蘇我赤兄臣為左大臣以中
臣金連為右大臣

天武朝云の十字ハ旁書の換入也古本
なりこの事ハ持統紀四年七月以
皇子高市為太政大臣これなり此持
統朝の事云て天武朝云なり

改云大師云古注云發帝天平宝字
二年八月以太政大臣曰大師以左大臣曰
大傳右大臣曰大保續紀所見如此蓋
此時死師傳保之任太政大臣者高

市以後則關左大臣者橘諸兄天平勝
宝六年二月致仕之後未仕之右大臣
皆藤原成天平宝字元年六月左降
之後不仕之故暫死三公當此日押勝任

大孫天平宝字四年正月直任大師是孝謙帝依寵愛也云今續紀を以て校するに皆分るる如く彼宝字二年に大臣の号を改めし
時太政官を乾政官とせしめしを豊成と大字權帥と左降也かく此抄に孝謙天皇改云くある續紀云ハ發帝即位の宝字
二年八月の事云てあれども當時の政官孝謙より出ると以てかく書きたりしは官号の改めしはあらず押勝の大師
にちのちのり聞ゆれとまゝなり次官号改正の日は大保よりして從二位也四年正月は從一位に降して大師に降して大保のこを除
きて大師のこを舉ぐは太政大臣のこを置きて也

又改曰太政大臣云續紀を考るに宝字八年九月に大師正位藤原惠美朝臣押勝為都督使四畿内三關近江丹波播磨等
國習兵事この兵事を掌らるるは逆謀の便ありきの事と申行はるる也たはり殊寵ありの押勝の事企
一ハ道鏡やうく用らるるに寵の衰を以てなりて同月乙巳に逆謀頗泄して壬子に石橋とらるる日と殺られ
是に依て同月甲寅に道鏡を大臣禪師とせしめしを逆入仲齋言執政奏改官名且復舊と云えて即その翌天平神護元年
閏十月に道鏡を太政大臣禪師とせしめしを然るに宝龜元年九月に新徳崩しを以てかゝるる逆謀發覺して庚戌に
造野國藥師寺別當に貶謫せられ死して時庶人として葬らるる

藤原良房任之良房ハ冬嗣の男也文德實錄に天安元年二月右大臣正二位藤原良房為太政大臣とこれなり良房ハ清和の
外祖父深殿右の父蓋清和天皇嫡子といへも第四の皇子なり第一の惟喬親王と心を屬する人多しこの御即位ハ
尋常なりき危ふくると良房外舅を以て輔佐の功多かりしを以て太政大臣となりてきて二年に文德崩御三年に
清和即位あり也

凡内大臣者令外之官也又有太政
大臣之時任内大臣頗似無其謂又
太政大臣者天智天皇朝初置之皇
子大友任之天武朝皇子高市又任
之孝謙天皇改云大師藤原惠美押
勝任之又改云太政大臣道鏡法師
任之後代皆云太政大臣多是贈官
也文德天皇御世藤原良房任之
仁忠

公是
爾來連綿任之

也

也

也

自稱儀同三司者、より異朝の名目と借て稱し、唐制より六典より九叙階二十九、從一品曰開府儀同三司、見る一品より九品より三十階の内、正一品を除き、從一品より叙階の制を建する、正一品ハ三師三公の位にして、他の官人ハ正一品ハ諸官の内より、品秩第六三師三公と除きて、尚書令なりと、階ハ正一品より、從一品に進める人、その儀三公より一きり、三六を三司と、也。三司の稱の起る始ハ事類全書、漢文帝元年、用宋昌為衛將軍、位亞三司、章帝建初三年、使車騎將軍馬防、班同三司、三司之名始此、儀同の稱の始、同書、漢帝延平元年、鄧騭為車騎將軍、儀同三司、儀同之名始此、開府の稱ハ六典の注、魏黃初三年、黃權為車騎將軍、開府儀同三司、開府之名自此始也、開府ハ古ハ三公私家、
家ハ府を開き、僚官を置る、
六典ハ自隋文帝罷三公府僚、皇朝因之、
如く唐ハ三公の開府ハ、
存して、開府儀同三司と稱し、
從一品の異名と、
其の位号より、
官名ハ、
本朝の准大臣ハ、
大臣ハ、
この位号より、
官職難義より、
如く伊周公ハ、
正二位より、
從一位ハ、
唐名の開府儀同三司ハ、
當つて、
名目より、
也、
彼儀同三司と名目より、
以て、
准大臣の見任りぬと知へ

弘安六年太政大臣基具云、弁疑ハ公卿補任を引て云、弘安六年十二月廿日、叙從一位七年正月十三日、辭大納言十五日、准大臣可朝奏之由、被仰二月廿七日、准大臣可朝奏、由被下口宣云、わ、
六年一位ハ、
叙一、
日ハ、
大納言元の如く、
七年准大臣の前日ハ、
大納言と辭し、
弘安六年ハ、
辭し、
ハ、
非也

七年准大臣可令朝奏之由被下口

被下口宣ハ、藏人勅命を受て、直その人より、但、
真字抄云、
口宣者、
藏人奉仰、
以、
紙書之者也

古法以口宣不直給其人、是藏人書口宣遣上卿之許、則上卿受之、為、
案書下知、
狀遣外記之許、
則外記受之、
為、
案宣旨遣其人之法也、
蓋、
後世或直賜口宣者、
非、
本式より、
依、
ハ、
本式ハ、
直賜ス、
ハ、
ハ、
官職難義云、
り、
その、
も、
仕官ハ、
小、
除目と、
行ひて、
ハ、
是と、
も、
臨時、
除目も、
申也、
一月の内、
も、
數度、
及、
する、
程、
ハ、
口宣して、
任、
事、
ハ、
ハ、
事、
ハ、
一段、
と、
急、
時、
小、
除目も、
及、
する、
時、
の、
事、
也、
近代、
ハ、
除目と、
行、
事、
ハ、
ハ、
ハ、
何、
事、
も、
消息、
宣下として、
口宣して、
宣下、
ハ、
ハ、
無、
念、
ハ、
事、
ハ、
ハ、
ハ、
職、
事、
口、
宣と、
書、
て、
消、
息と、
して、
上、
卿、
ハ、
奉、
り、
上、
卿、
外、
記、
も、
消、
息と、
して、
宣下、
ハ、
ハ、
消息、
宣下と、
申、
也、
件、
の、
口、
宣、
の、
銘、
ハ、
口、
宣、
案と、
ハ、
ハ、
正、
文、
外、
記、
局、
と、
ハ、
ハ、
間、
職、
事、
案と、
して、
其、
ハ、
ハ、
ハ、
又、
位、
の、
内

宣而擬階奏連署之時被尋問官底多者不可為見任之由依申之無勅許云云、然、
而、
清、
家、
外、
記、
補、
任、
見、
任、
注、
從、
一、
位、
行、
儀、
同、
三、
司、
列、
内、
大、
臣、
下、
大、
納、
言、
上、
中、
家、
外、
記、
三、
條、
補、
任、
非、
奏、
議、
列、
次、
前、
内、
大、
臣、
公、
親、
正、
二、
上、
所、
為、
不、
同、
難、
一、
決、
者、
欵、
正、
應、
二、
年、
直、
轉、
太、
政、
大、
臣、
其、
後、
正、
應、
定、
實、
公、
永、
仁、
通、
賴、
公、

票 仕職 原少校本

上卷六

古

記局より官方の宣旨は官局に候侍也大臣は右申如く節會にてなる火急なる時陣より節會より宣下きりて

擬階奏云々字彙擬議也揣度以待也如く年毎に官人の考と揣度り功績に依て或三階より或二階一階を進むるの

四月七日より行ゆる太政官式に凡諸司官人得考并應成選敷者中務式部兵部三省二月十日申太政官其成選應叙位者式部兵部二

儀を見る心也といふ按て唐の法に身言書判といふ事あり器量容儀を見し身言書判は同一に於てこの列見は預るに當年

の成選應叙位者とも也この成選の簿を四月七日に奏聞せし擬階奏也人数の書法連署の定式は壽永元年七月の言記に見ゆ

被尋問官底の官底は太政官の事なり御所より太政官に擬階奏の連署は加つて否やと尋問り事也底字は文の草案をいふ正字

通て文書白底末敏求春明退朝録公家文書彙中書謂之草推察院謂之底云々これより轉してこの文書を置く所と底といふは本朝

の記して漢上といふことなるべし本朝文粹に載る意見封事に勅籍漸文必二通進官其一通留官底これ太政官也抄の此文は公

卿補任に依てかき置るなり彼補任弘安六年源基具の件に擬階奏連署之時被尋問法家といふ法家外記の事なり外記太

政官の主典は弘安六年問ふ外記即檢索して長官に申すべし法家問ふといふも同一事なり底字の事なり別記より一

不可為見任云々見任は當官の事也下文の非参議に對し非参議は前官の事也公卿補任は公卿の名目を建て見任は公卿の

當官の限をあげ非参議といふ部より年の公卿の前官并に散三位以上と記載し准大臣の如き前官はありされども前官同一官

中の政に参議をぬゆゑに散位に推して非参議の列にたざるなり

死勅許云々公卿補任は基具の事を記して擬階奏連署之時被尋問法家多者不可為見任之由計申之問死勅許安ん官職

難義を弘安のい多く前官より申すべし基具は當官たるべし深く執る伊周は准大臣の時節會の外弁の上首と勅ら

上は當官の論のより申され然ともいふは公卿の補任は公卿の事なり

清家外記補任見任云々古注云清家外記者清原良季真人也管見記云弘安六年九月九日平座大外記良季師顯云補任ハ

公卿補任と云清家所傳の補任は見任の列にて守行の字を用ふる不審なり既擬階奏の連署を許されしハ見

任なりぬ事疑なりと良季真人當時の人にて勅旨に背き衆議より申すていふは公卿の補任の書清家本

中家本等の種々ハ何れもたゞ文字の異なるに似て二門獨を殊なる説ありては公卿の補任の書清家本

杜撰なり

中家外記ハ中原師顯朝臣也上より引る管見記は名見えり三條本といふ注板本三條の二字を細注り本字をハモツキテ

と訓て本行とせしめ兼濁談云中原に三條六角押小路の三家ありその内の三條本の補任也本の字細注割書

して中家外記補任と讀つて一

公親叔本實親と作る今類從本に依て改む官職難義より公親といふ古注に補任所見公親公也實親公男也關院

家也實親者先是建長六年九月二日出家弘長二年十月四日薨故不合於此也といひ弘長二年ハ弘安七年

より二年余もふり實親なりぬと疑なり

正應二年云々古注公卿補任云正應二年八月廿九日任太政大臣此抄に直轉といふは左右内の三大臣を經りて直

太政大臣に轉しりとも也

正應定實公古注云久我別流昇之土御門公卿補任云正應五年八月十四日從一位同九月五日准大臣可朝恭

由宣下

永仁通賴公古注云久我別流今中院家也公卿補任云永仁五年十月一日從一位同月十六日蒙准大臣宣下

嘉元實家公御補任云嘉元三年二月八日准大臣云相繼任之の付字并疑は准大臣ハ正官よりんハ性いひし口宣は宜准大臣と記らん記録ハ蒙宣下と見えしうとい下なる為名家任之の任の字も同一

前大納言定房為名家云云并疑は此条の文に依れし名家諸大夫の二名差別なきに似たり已に大納言の条ハ光頼卿以來為諸大夫輩任之まじき非違使別當条に昔者諸大夫不任之而頭賴卿初任之と見えし各定房公と司流なり但刑部少輔条に名家五位及諸大夫五位と記したるに依れば差別ありといはるる真名抄に定房諸大夫家也爰為名家者後人附會之失也夫といはる諸大夫家と書改む古注云定房号吉田内大臣是勸修寺家也なり名家のこは并官高諸大夫のこは大納言篇より任内大臣之上者是非故占上云公御補任云建武元年九月九日任内大臣元是非故者元善惡沙汰之言也云定房ハ後醍醐天皇の御乳父也との御由りして神代後恩昧記應安三年の件に此例を引て後醍醐院天下統一統之時故吉田内府定

房為御乳父旁被任事後醍醐院御行事不限此一事每事物任沙汰等也後代豈可因推哉云々以上准大臣為顯統本建見本共なり後人の後入なり

攝政關白云より以來例也とて廿七字ハ撰關と三公との座次といふ也故に真名抄云是非撰關之始而云二座宣旨是始也其大臣兼之者第一大臣多兼之又去大臣職帶之者第二第三大臣之義也是不依撰關而列官次之故也是以東三條兼家公以來第二第三之大臣撰關兼帶之時去大臣職叙從一位申三座宣旨以撰關列三公上之例也この説の如し撰政と關白との別ハ西宮記に撰政代天皇撰萬機載初生受禪宣命後關白詔内外奏請上下大小雜事先自其人宣行

東三條入道ハ御堂兼家公也公卿補任に依る寛和二年六月廿三日一条帝踐祚廿四日兼家撰政七月廿日

嘉元實家公攝政實相繼任之是皆可昇大臣之器暫沈淪之間依重其人慰後醍醐院晚達令朝參者也而先朝御時前大納言定房為名家任之可謂無念雖然後日任内大臣之上者無是非故

攝政關白者大臣兼之或去大臣職帶之東三條入道攝政以來例也凡此職者異朝唐堯時舉舜為攝政殷湯以伊尹為阿衡當攝政也周成王幼而即位叔父周公旦攝政是今攝政之儀也漢昭帝又幼而即位博陸侯霍光奉武帝遺詔攝政如周公故事然

辭右大臣尚攝政即位日叙從一位
上月十二日次列三公之上

凡此職以下攝關の盤飴の説及も

舉舜云云参考云孟子曰堯老而舜攝

天子曰孟子言堯但老不治事而舜

攝天子之事耳古注云又記曰舜年

二十以孝聞三十堯舉之年五十攝

行天子事年五十八堯崩年六十一代

堯踐帝位

阿衡書經太甲注云阿衡衡平也商之言

也言天下之所倚平也

周成王云大金云史記魯世家云武王既崩

成王少在襁褓之中周公恐天下聞武王崩

而畔代成王攝行政當國矣

是公攝政之儀也下文以周公且霍光為盤飴と云云依るに舜と伊尹とハ漢土の盤飴なる西云云云引ハスルハ皇朝の禮

儀と取るハ周公也故云此の是字ハ周公の云々云々中右記天仁元年十月廿日の件云皆開駕腰裏攝政殿奉扶持宛如周公且輔

成王之儀故見云云云云周公と例云引くこと

博陸侯言光漢書注云文穎曰博大陸平取嘉名死此縣也云云大金参考等國名といハ非也

奉武帝遺詔攝政如周公故事漢書云上年老龍姬鈞也趙婕妤有男上心欲以爲嗣命大臣輔之察群臣唯光任大重可屬

社稷上迺使黃門書者畫周公負成王朝諸侯以賜光後元二年上病篤光涕泣問曰如有不諱誰當嗣者上曰君未論前

盡意邪立少子君行周公之事云明日武帝崩太子立是為孝昭皇帝年八歲政事重於光

周公の且字河海の文ハあり

関白萬機云漢書云昭帝崩先詔光武帝曾孫衛太子孫云武帝時有詔掖庭養視至今年十八師受詩論語孝經

躬行節儉慈仁愛人可嗣孝昭皇帝後云是為孝宣皇帝光自後元兼持萬機及上即位廻歸政上謙讓不受諸事

皆先関白光然後奏御

仲哀天皇崩後云天皇二字河海あり後字古本云一河海と以て補ふ

皇子在襁褓の皇子二字古本類本及河海

共あり

既ハ皇子攝政の事ハ上件より

中大兄皇子又攝政の又字河海あり此輩

子の攝政の事齋明紀に所見云

いハ女帝にてわくをハ太政を攝

行ふ人なりてハわくを理也云ハ

ハ中大兄を置て外ハあらんやハ使て

推右意を以てわく書云ハなり云つ

孝徳紀に齋明の事と記して七

年七月丁巳崩皇太子素服稱制と

ハ齋明の御代より引つきての事

と見云一攝関補任次第云齋明

時皇子中大兄攝政

乃以周公且霍光為盤飴是也關白
者漢宣帝立霍光猶攝政非如主之
故霍光還政宣帝猶重其人令關白
萬機關白之号自此而始云本朝
仲哀天皇崩後皇后攝政平三韓而

歸筑紫誕生皇子皇子在襁褓皇后
猶攝政遂臨天下六十餘年雖同正
帝奉稱攝政其後推古天皇朝皇太
子廩戸皇子推古姪也攝政齋明天皇御
宇皇太子中大兄皇子又攝政清和

西京雜記
皇太子中大兄攝政

大納言和名抄云於保伊毛乃万宇須

豆如佐令義解云言納下言於上

宣上言於下也といふ如く但名

義ハ納下言於上を主としてさるる

さるハ納言ハ唐にて門下省の侍中

ニ當りて奏事と掌官もれハ也

宣上言於下ハ自らさるる合ふも

のちさるる敷奏宣言等の事とも令

條云ハ

相當正三位今從二位云云并疑云正下襲

從字也ハ衡也今從二位と記さる

也大納言の相當と改さる格文也

與右大臣以上云々令義解云與右大臣以

上參議天下之庶事若右大臣以上並元

者即大納言得專行

云亞相之官古注云亞相非官名也百寮訓

要云亞相と申ハ大臣と亞て公事と行ハ

ゆゑさる下故云亞相の四字古本无

大納言

令四人相當正三位今從二位唐名亞相獻納亞槐

其職掌與右大臣以上參議天下事

云云然者大臣不候之間奉行與大

臣同故云亞相之官也異朝上古少

師少傳少保是云三孤又云是三公

之貳也故云亞相漢以來為御史大

夫者必轉丞相依之有亞相之号然

而御史之職當今彈正其儀不叶爰

稱德御世暫改大納言号为御史太

夫是故太納言唐名為御史大夫不

叶舊式者也令正負四人也字多天

皇御宇為正二人權一人其後權官

加增高倉帝御宇初為十人先朝

皇 翻天 御時被定六人凡當官者人臣

之重職也可昇大臣之人任之而光

賴卿以來為諸太夫輩又任之然至

是云三孤云古注云尚書周官云少師

少傅少保曰三孤貳公改化註孤特也

三少雖三公之異而非其屬官故曰孤

大全云陳氏雅言云公濟其源孤遺其

流公正其本孤治其末公提其綱孤張

其目公孤之職雖異而實同雖同實

必轉丞相通典云漢以丞相大司馬御史

大夫為三公云同云御史大夫秦官漢

因之故事選郎守相高第為御史

大夫而丞相次也其心冀幸丞相物故

或乃陰相毀害欲代之

御史之職當今彈正通典云御史之

名周官有之蓋掌贊書而按法令非

今任也戰國時亦有御史秦趙淵

池之會各命書其事又淳于髡謂

齊王曰御史在前則皆記事之職

也至秦漢為糾察之任秦以御史

監郎漢初叔孫通新定禮儀以

御史執法舉不如儀者輒引而

去是也

持統天皇六年始置此官の十字帝

上卷本

十九

今為重寄

爰稱德御世云古注云稱德者孝
謙復位之号也廢帝天平宝字

二年八月改大納言為御史大夫后川
年足任之同八年九月復舊蓋雖廢帝御宇政事悉任稱德之意故云稱德御世

不叶舊式天智紀十年正月以大友皇子拜太政大臣以蘇我赤兄臣為左大臣以中臣金連為右大臣以蘇我果安臣巨勢人臣紀大
人臣為御史大夫及三宮の女御史大夫と連ねしむるは御史大夫即後の大納言なり故に旁注に御史蓋今之大納言乎と
見えり今本朝に御史大夫の始なり延喜式の歷運記年中行事秘抄等これ大納言の起原と見えり
この号とハヤもハヤ大納言と改め此より天武紀元年八月の件に大納言巨勢臣比等と見えり
稱徳の御代ハ彼天智の例とてき此より古注云天智御宇御史大夫天武朝被止之然後以令
奈立官号然天平宝字中又依漢制官号是不叶天武以来舊式乎か此の舊式の字天武以来のとなりて天智
の御代に及むるなり

今正負四人也續紀に依る慶雲二年四月二人に正權勿過三人其後安和二年始為三人永觀元年増四人長和
寛平御宇云官職秘抄云大納言二人正權勿過三人其後安和二年始為三人永觀元年増四人長和
二年増五人仁安元年増六人兼安元年増七人壽永二年増八人建久四五年以後還為六人其權官加増
来りし高倉帝御宇初為十人といふ非也秘抄に兼安元年とあり高倉御代の年号をそのと
増七人とて見えり十八七の誤歟ま初字も安も先朝御時被定六人と正四人權二人の事なりと
れ建久以来ありの如く秘抄に見えりて以て知り建久以来ハ其の六人ありと後醍醐の代
に定制と見えり然も格文に見えり
光頼御以来為諸大夫輩云古注云光頼号桂大納言是兼室家也公卿補任永曆元年八月任權大納言とい

諸大夫侍從諸大夫と對せると公達諸大夫と對せると二義あり侍從ハ殿上人也公達ハ華族なりといふ所の
華族に對し諸大夫家といふ事にて當時諸大夫なりといふは公達將相も兼帶する家柄のくして所謂
清華なりといふ今の清華の如く家の定れる稱にありて衰へ地下下なるもあはれと公達の名を失は諸大夫ハ
非侍從よりハ攝關大臣の侍所は候一恪勤にありて殿上人も免れ此高官も公達の家の子也光頼御に
列也この文義諸大夫家より大納言に光頼御に始りといふは平治物語に故中御門藤中納言家
成卿と鳥羽院大納言に仰り社に諸大夫の大納言に絶て久し候中納言に至り候に過分
に候といは姓古例もいふも堀川鳥羽の御代以来に公達とていふ人々を光頼御の中興する諸大夫家
れより以來ハ公達とていふ人々を光頼御の中興する諸大夫家

中納言

令外官也權官古來有之相當
從三位唐名納言龍作黃門

持統天皇六年始置此官其後罷之

大寶元年定官位今日無此官仍為

令外但慶雲二年又置之云相當

持統天皇六年始置此官の十字帝
皇編年記に依て書せ玉り年中行
事秘抄にもか見えり然も持
統紀を考ふる六年二月卯是
日中納言直大貳大三輪朝臣高市
麻呂上表とて始置の事ハ見良
延喜式の歷運記に置年未詳也
其後罷之續紀大寶元年三月罷中

持統天皇六年始置此官の十字帝

上卷本

十九

納言官これ依て按ずるべきの始置ハ
 蓋持統即位の年ハ八次公卿補任
 二牛納言大神高市麻呂納言布施
 御主人とありてこの中ハ大少の中
 ちのゆゑは藤中に入て機密と獻香
 ハ官を置れてこそ中納言といふ
 ん故この御代ハ大納言の号所見な
 しかれハ并疑いハ如く彼中納言
 ハ即令の大納言ニ等し別ニ納言と
 以て置るハ藤外にて庶事と奏宣
 の為なりハ然るに令制定んば
 至て女王の御代の官号にて不用な
 れハ罷り出るること
 大室元年の元字と板本ニ作り
 一本を以て改む續紀云大室元年
 八月撰定律令とこれあり
 慶雲二年又置之二年諸本四年
 作る誤なり續紀ハ慶雲二年
 四月勅大納言四人職掌既比大臣官位亦起諸卿朕念之任重事密充負難滿宜廢省二員為定兩人更置中納言

三位也四位參議任之時執筆人即
 書從三位人數近代為十人前朝被
 定八人其後又不同凡任當官者參
 議勞二十年以上檢非違使別當大
 辨宰相攝政關白子為二位三位中
 將者近代大臣息三位中將
 等直任非舊儀者也納言已
 上殊可撰其人之官也

三人以補大納言不足其職掌敷奏宣旨待問參議其官位料祿准令商量施行太政官議奏其職近代納言事關
 機密官位料祿不可便輕請其任擬正四位上官別封二百戶資人三十人奏可之と見ゆる時より大中少の義となりて
 大納言の次と定れり

相當三位也くめ正四位上なりと續紀天平宝字五年二月自今以後宜改為從三位官とありこれより以後三位也
 四位參議任之時云江家次第除目篇ニ四位參議任中納言者書從三位後給位記ニ參議ハ公卿ナリと正官あり
 中納言ハ公卿の正官にて相當從三位なり故ニ中納言ハ必以從三位より依之執筆の人勅許を待まて押
 大間の清書ニ從三位と書ハ故ニ柱史抄ニ除目四位參議任中納言之時執筆雖不蒙仰書從三位也とあり執
 筆人とハ除目の上卿也

人數近代云官職秘抄ニ康安元年増十人とありこれより前朝被定八人とハ公卿補任後醍醐の正中二年の条を關り
 八人見ゆる
 參議勞十年ハ三位參議の事也官職秘抄ニ八十五年以上輩也とあり此書にてハ任中納言ニ四道を舉るハ秘抄ニ有_レ五道といひて參
 議中將を加へり實ニ大弁と中將とハ同等の官なれハ昇進を競ふハ理なり職原ハ脱きよめありん
 直任非舊儀者也古注云以授關子三位三位中將直任中納言之義是重其人之故也陣座之作法大臣追陣前時參議平伏故授關子
 不任參議也

諸官之中の官字板本臣ニ作る今頭統

本連水本ニ從ふこれ有官の人の中
 くて四位以上の才はる者と採ひ任せ

參議八人 唐名 諫議大夫 相公八座

參議者諸官之中四位已上有其才

らむ此ハ官とあるも其臣としてハ
官の人よりハ板本よりハ
故非正官たる官中の政事を参議するの
して執掌の職なく相當の位なり故
に位署式も捧物とあり然るに昔
家文革二参議と職事とを人事と
奏請の状ありその文は自職事并
参議者至兼本官必有宣旨遣喪
解任之徒奪情復任亦降勅旨况
所食者職事之封所職者除目之簿
号之職事所據非少但格式未立考
祿馬料之法官猶死相當行守之
文此其或可論非職事之故也若
果謂非職事則三位参議不帶
餘官者當死家司所以為非職
事三位也爰知可稱職事所據
已多論非職事或有執事望請被
定官位考祿等之式永為職事之
官とありとい理に當ふれとい事
行まに今ハ非職事也

猶稱其朝臣これ御前より召名の
時の作法をいいて三位参議と四
位参議との別を知らざるものあり
りし相當なき官の多き三位より四位
より五位にれと四位にれハ召名某
朝臣といハ其朝臣ハ藤原緒繼朝臣
と名を加へて稱なり姓朝臣ハ藤
原朝臣と名を除て姓のいふなり
江家次第叙位篇ハ大臣召参議
一人尋在座者可召之其詞云尤近
中將藤原朝臣と見えて旁注に三
位以上也四位者名朝臣といふ如
台記久安三年の新業ハ今夜泰
入参議經定教長共兼右中將其
姓藤原其位三位召之難并中心
持疑若可召兼國欽死所見聞之
唯同召右近衛司藤原朝臣但先可
召其人之由密示在旁之卿是今
案也これに依るに同官同位の
参議兩人ありて兼國なりと

西生哉百少交本

之人奉勅参議官中政之意也故非
正官然而除目任之又例也四位任
之者猶稱某朝臣三位已上稱姓朝
臣也八座者異朝八座其職各別也
本朝聖武天皇天平三年置参議大
同御宇罷参議置五畿七道觀察使
合八人弘仁御宇罷觀察使皆為参
議云々八人自此而始依之有八座

之号任参議有數道左右大辨并近
衛中將有其才者藏人頭及勘七箇
國公文受領等是也已上号見任公
卿是也納言已上有封戸職田又每
年除目有年給大臣隔年任諸國掾
一人納言三年一度任掾一人参議
者不任掾但獻五節之翌年給之其
外皆給諸國目一人史生一人是分

西生哉百少交本

八秩キヤミ事とたのむる猶字と下せら江家次第参議者雖四位猶卿也とある如く四位より任されども公卿の内ふあれと召名ハ猶名朝臣なりと也

八座ハ参議八人あるがよりの異朝の八座ハ参考ニ漢制といハ通鑑綱目ニ依て誤れる也大全ニこれを弁て按漢成帝始置尚書五人其一人為僕射四人分為四曹常侍曹二十五曹民曹客曹尚書各一人後又置三公曹是為五曹後漢五曹六人其三公曹二人或説有交曹分客曹為二也并令一僕為八座魏以五曹尚書二僕一令為八座晉與魏同至隋始定吏礼兵戸刑工六部集覽以三僕六部尚書為漢制非也といふ如く是が異朝の八座ハ官司とハあつる名目にてその掌の職僕射と始め吏礼兵戸刑工の別りれと本朝の八座ハ参議八人の事なりとの任皆同一とせり

其俸之儀也。准三宮大臣者。毎年給官爵。即從五位下官。乃掾若内官也。如三宮之儀。

天平三年云古注云公卿補任所見天平三年八月任参議七人房前宇合多治比縣守藤原麻呂鈴鹿王葛城王大伴宿禰道足等也其後又多少不定然れどもこれより續紀大正三年五月勅從三位大伴安麻呂正四位下栗田真人從四位上高向磨從四位下下毛野古麻呂小野毛野参議朝政これ等の監陽也此抄ハ偏ニ補任ニ因て正史の文を採りて云ふ也大同御宇云古注云補任云大同二年四月以参議從三位藤原葛野麻呂藤原繩主参議正四位上菅野真道参議正四位下藤原園人参議從四位上藤原緒繼秋篠安人参議從四位下吉備泉安倍兄雄為畿内七道觀察使是乃觀國司之行跡

百姓所患也

弘仁御宇云古注云弘仁元年六月罷觀察使皆復参議從三位藤原繩主菅野真道正四位上藤原緒嗣正四位下吉備泉從四位下藤原仲成藤原真夏多入鹿紀廣瀨等也この八人觀察使より参議より参議ハ八人

参議有數道といひて四道を擧ぐり参議要抄官職秘抄等ニハ任参議七道と載りてこの抄の四道の外式部大輔為侍讀者大中弁散三位の三道なりと勅七箇國の七字江家次第参議要抄等五ノ作らるる徒ハ一勅公文ハ諸國前司の解由取らるる也

已上号見任公卿是也ハ太政大臣以下参議以上也當官と見任とハ前官と非参議とハあり納言已上有封戸職田ハ禄令ニ太政大臣三千戸左右大臣二千戸大納言八百戸も田令ニ凡職分曰太政大臣四千戸左右大臣三千戸大納言二千戸とあり中納言ハ令外ゆゑ今條ニ封戸職田の事ハ民部式ニ中納言四百戸参議八十戸と見えたり

死之大納言封戸六百戸中納言三百戸職田共二十町参議封戸六十戸職田の事所見は内大臣より元職田の外は位田あれと云は官よりり且四五位及いて公卿ニ限らるる也

毎年除目有年給云除目の事ハ上ニ注さるる年給とハ江家次第除目篇ニ太政大臣目一人一分三人左右大臣目一人二分二人納言二分一人一分一人とありて年毎ニこれと給ふ納言の下二分とありて即目の事也

その起ハ主統式ニ凡國司處分公卿差法者大上國長官六分次官四分判官三分主典二分史生一分中國元介則長官五分下國元掾則長官四分と見えて公卿とハ正税の外なる國の除物なりこの除物を以て前司の未進山川の崩決

寺社の破損等をつくのいその餘を分ちる差法の名ニ大國上國のちいられ差法一概ニせられともハ彼國司の給物は擬て給ふる也

參議之時兼之の時兼之三字類本
ハ弁の一字ヲ作れ大弁より參議と
兼る也參議より大弁を兼してハ書法
正し類本是に似たりされどもこの
まゝに聞えざるはあはれと改む古
注云是大辨宰相也

左少辨

相當正五位下唐
名尚書左右司郎

右少辨

先補五位藏人云々藏人篇より順路凡
び任弁ハ即任中少弁也
藏人帶之とあるは同篇に補藏人頭猶
帶弁是又清撰也これ中弁より頭と
兼らざり但大弁より兼る例
あり弁官補任に見ゆ
遷任弁官或兼之られ中弁に遷任
の事也
五位弁ハ中少弁といふはさう
權官ハ必任之の下板本仍謂之七弁
の五字あり古本に依て除く權官と

名家譜第任之多者先補五位藏人
乃任辨也藏人帶之頗清撰也近衛
中少將中有才名之人遷任辨官或
兼之又為規模矣五位辨叙四位之
日去其職者也近代多叙留又中辨
者多分四位也少辨者多分五位是

一人加て七弁ともハ上象七星故也
つづく文勢より謂之七弁といふより
と聞は狭くハ大に語脈を失ふ古本の
元々從上

凡尚書云々古注に尚書ハ弁官唐名也秘
笈新書曰秦時少府遺吏四人在殿
中主發書故謂之尚書といふ今按之
これ尚書の稱の原始也弁官の唐
名といふの證はさうハ弁官と尚
書とあるは六典の注に尚書
郎漢初置四人一人主劄奴單于
營部二人主羗夷吏民二人主戶
口輿田一人主財帛委輸光武分

近來之例也又中少辨之間權官一
人必任之凡尚書者管轄之任權衡
之職也尤可撰其人上象七星故也
又漢朝尚書郎親近之官也仍口含
鷄舌香手握蘭故云握蘭之職也

尚書為六曹郎合三十四郎而史闕曹名といふは尚書よりハ弁官より比ふべきなりん故唐朝の六部尚書ハ各別の
司の是よりハ引く唐に推ハ左丞以下の官人よりハ當るハ別記の圖を以て知
管轄古の管者庫藏諸門之管鑰也轄者車軸端鐵ハ政事の肝要といふ
權衡同云權懸鍾也衡橫木也所以知輕重者也これ厥物の均平といふ
七星ハ北斗七星也大全云李固疏云陛下有尚書猶天之北斗北斗為天喉舌尚書陛下喉舌
又漢朝尚書郎云々六典注に尚書郎握蘭含鷄舌香奏事與黃門侍郎對揖黃門侍郎稱已聞乃出といふは同書の
注に晉職官志云黃門侍郎秦官也掌侍從左右漢因之といふは彼是をかりて考るは漢代に黃門侍郎といふ侍從

て御前のニノヤノ尚書郎ハ執政ノ外是ニ仕サルノものト奏事ノ為ニシテ内裏ニ入ル故ニ親近ノ之官といハるナリ
 親近ハ外より親シ近ク義也ハハ舟官と少シ尚書といハハ唐名ニ當ルぬゆ也ニ漢朝ノ官名と引テいハるナリ
 一名丁子香以其形似丁子也即丁子大者今謂丁香母是也日華子云治口氣といハハるナリ香木の花なり
 同書ニ木四香根曰檳榔節曰沈香花曰鷄舌膠曰薰陸見酉陽雜俎とハハるナリ蘭ハ説文ニ香草也和名抄ニ善名苑云一
 一名蕙布知波質万と見スるナリ鷄古及蘭草ノ類後世之沈腦等一ノハハるナリ秦漢以前二廣未通中國中國无今沈
 腦等香其尚臭之極者椒房郎官以鷄舌奏事而已較之沈腦其等級之甚下不類也惟西京雜記載長安巧工丁緩
 作被下香爐類疑已有今香然劉向銘博山鑪亦止曰中有蘭錡青火朱煙玉臺新詠說博山鑪亦曰朱火然其
 中香煙麝其間香風難入居空令蕙草殘二文所賦皆焚蘭蕙而非沈腦是漢雖通南越亦未見越香也
 いハるナリ如クハハるナリ

史の職掌大旨ハ外記篇ニいハるナリ諸司
 諸國ノ庶務と記録とナリ

史

左大史二人

相當正六位上唐名
 尚書左右都事

右大史二人

小槻氏ハ姓氏録を考スルニ垂仁皇子於
 知別命ノ後也始ハ臣姓ナリ後
 二宿稱とナリ
 一史ハ尤大史也官職秘抄云近代小槻
 氏必居其職社年強不然
 門徒トハ小槻氏ノ門ニ入テ故實と
 學問ハる者也
 樞要古注云樞門戶樞也要弱要
 也猶言肝要也
 補小補韻會云乃禮如

中古以來小槻宿禰為一史行官中

事謂之官務多是五位也其餘彼一

族及門徒等依器量任之凡官務者

太政官文書悉知之樞要之重職也

小槻氏稱禰家宿禰之義也

左少史二人

相當正七位上近代
 六位唐名尚書主事

右少史二人

已上謂之八史

五史生云古注云自是以下八省諸
寮諸司諸職臺坊以下司皆
有
史生雖然省畧不載此書

判補の補字板本授_レ作_レ誤也官
掌の下補字ま_レ同_レ授_レ位階_ニ
い_ハ任_ハ官_ニの_ハ字_ヲ用_ク
一官掌の注あ_レ考_ヘ

太政官被官也の六字古本_ニ先_レ除_ヘ
一史生官掌を被官と_ス非_ニ
ま_レ被管_ス

中務の内藏民部の主計_ハの如
く管_レられた_レ司_ヲ以_テ弁疑_ス史生
官掌_ハ相當の位階當_ヘの_レり
故_ニこれと流外官と_ハ長官次官
判官主典の流内_ニ對_ス稱_ス
凡_レ以下九十七字後人加筆也
外記史板本_ハ史_ノの_ハ脱_ス

行節會任之江家次第云至大臣者
以宣命_ニ任_之仍不入除目云_レ宣
命_トハ百官_ニ宣_ヘ聞_レの_レ詔命
なり故_ニ百官を集め節會_ノ式
行_ル官職難義云任大臣の節
會_ト大臣_ハ節會_ニ宣命_ヲと_シ
なり其_レついで_ニ大中納言_ヲ參議_ト任
され_ハ同_レく節會_ノ宣命_ノ也
常_ハ大中納言_ヲ參議_ハ除目_ニ任
せ_ル官_{ナル}も節會_ノついで_ニは
大臣_トい_ハつ_レ載_スる_レ百練抄

治承三年十一月關白前太政大臣并權中納言師家解官_ハ一位中將基通卿可_レ為_レ關白内大臣長者_ノ之_レ由宣下

標注職原少校林

世卷本

三十九

左史生十人

唐名行署

右史生十人

大臣以下判補之職也居其職者多
轉史但小規氏輩不補之門徒等補
之

左官掌二人

唐名掌固

右官掌二人

太政官被官也大辨以下判補之凡

諸官有長官次官判官主典也假令
太政官大臣為長官納言為次官少
納言辨為判官外記史為主典也餘
可准之太政官長官行節會任之納
言已下主典以上者除目任之史生
官掌者判補官也然而太政官者其
寄異他仍史生官掌猶為重職

不被行節會被任大臣例今度始之未曾有之珍事也されうのちうる事もたかまへ
其寄と八人の心を寄るといふ源氏桐
壺と一の御子八人と重く疑はまき
うらの君とあるよと同一

八省の下板本中字あり類本の无
まは從ふ

為重職とハ令集解ニ凡中務者詔
勅之所通宮中之要所故次三
官之後居七省之上

可統領之義也ハ此省を重職とい
ふハ宮中の事を統領はると以ての
義也

異朝云ハ唐朝の事也事文類聚
唐開元元年云ハ時謂尚書省
為南省門下中書為北省亦謂
門下為左省中書為右省或通
謂之兩省と見たり本朝ハ

門下と太政官と并とるゆゑ此ハ尚書と中書とを對て南北と云ふハ准右の意也
頗无其實これハ嵯峨天皇弘仁元年ハ藏人所と置れり中務ハ宮中の統領とて卿ハ親王輔ハ名家より任され

中務省

當唐中書省
又号鳳閣

八省以中務為重職宮中事當省可
統領之義也異朝同重之以尚書為
南衙以中書為北司本朝近代之例
頗無其實然而相當異于七省又當
省卿已下雖文官帶劍之職也

の職ハ侍從獻替の位ハ七省ハ冠とゆゑ主上ハ憚り多て昵近りたりゆゑ藏人ハ今ハ納戸役の類
て朝夕の服御の物を取扱ハハめあり主上ハ御心おしく思ハハるる奏宣出納のつゝ藏人より
なり故ハ中務ハ名ありて實はくむなり藏人篇と并と見こへ

然而相當云ハ中務ハ卿相當正四位上七省ハ正四位下大輔正五位上七省ハ正五位下少輔ハ從五位上七省ハ從五位下也
丞以下ハ八省共と同一

帶劍之職也ハ卿ハ勅授せらるる輔以下ハ勅授せらるる侍衛と依て帶劍ハ中務式ニ凡大儀日輔著淺紫襖金
銀裝腰帶金銀裝横刀烏皮靴策著職文丞并内舍人皂綾緋襖挂甲白布帶横刀弓箭麻鞋其日輔丞率内舍人大極殿前庭
近衛陣以南隊之と見え西宮記ハ侍從中務輔等不著野劍雖宿衣直衣時高用細劍平緒等と見えて中務ハ文官ハ
とも輔以下ハ諸衛と同一ハ隊仗のことと預ハ帶劍ハ卿ハハるる勅授帶劍也故ハ卿已下云こといふなり

卿

相當從四位上
唐名中書令

親王任之

四品已上

臣下不任之

大輔

相當正五位上唐名中書大卿或
中書監但異朝中書令上置監然

者以大輔比于
監無其謂

臣下不任之續紀慶雲三年十月以
野朝臣毛野為中務卿後紀延曆
十八年二月中納言藤原朝臣雄
友兼中務卿の外古注ハ延曆中
和氣家麻呂兼和中源定と舉げて
その親王初例未詳紹運録所見享
和御子恒世親王文德御子惟彦親

王等也臣下不任之始可尋と云り
百寮訓要云親王が時ハ闕て
有

名家殿上人名家にて殿上は人の事
也名家ハ上ハハ殿上ハ殿上ハハ類
史云弘仁元年始置殿上侍臣と見
えたる始りて國史云次侍従と見
即侍臣なるは次侍従以上の人の
まづ小坐を殿上と云西宮記云清
涼殿侍所と見たり日給簡と云
かのりて云れは四位五位并六位藏人の
名を記きりふの簡名名の記され
限の人を殿上人と云侍臣ハ雲
客と云歌ハ雲の上人と云りた
四五位と云殿上ゆれば地下の四五位
とハ雲泥なり
強不執之ハ藏人所を置れて後中務
の職掌有名无實のゆゑに執せら
る

權大輔

名家殿上人任之

少輔

相當從五位上唐名中書少卿或中書侍郎

同前

中務八省中相當已高然而於大輔

少輔者名家強不執之治部民部兵

部執之也

大丞

相當大正六位下少從六位上唐名中書舍人

少丞

可然六位侍任之大者常不任之

大録

少録

可然六位侍古注云五位六位下北面又公
家諸司官人親王大臣以下諸家恪
勤是侍品也年々隨筆云諸大夫ハ執
柄大臣ハ祇候してそのちりて昇
進はる人そかの加茂の瑞垣と云
右近將監などの類也年々恪勤
るか侍と云る所ある侍ハ執
柄大臣の家人より家人の中才
器あるを貢人して諸司諸國の判官主典も申すは五位よりあつて諸大夫と終やキ畢竟ハ諸大夫ハその
公人侍ハるめハ家人より後ハ公人よりなる差別ありそれハ延喜天曆をれより少くはるるを白河鳥羽の御代
至てやうく家柄の名とされ元暦以後ハその迹は遂よとちりて時の浮沈ハあれとや其某甲某乙ハ諸大夫其丙某丁侍
家の品定まり今時親王大臣ハ祇
候の諸大夫ハ向家人の中見ゆれ
りハ公人より良家なる多
侍従ハ和名抄に於毛止比止方知岐美
とあり御許仕前津君の義也
中務式ハ凡次侍従百人為限正

侍從

八人相當從五位下唐名拾遺補闕

八人之中三人者少納言兼任之其

侍従八人在此貞中但參議已不入
此貞中の侍従のて外九十二人殿上
と云ふは御許に候き臣の向式時
服茶の侍従八人次侍従九十二人との
これと云ふ百人といふは殿上人との
正負八人の職負合は依るは常侍規諫
拾遺補關の仕次侍従九十二人八省
その外の諸官より撰られて殿上とゆ
これ御前の雜事を給仕も大臣以下
參議以上を除きて殿上の籍より列
するものには是也但その内は死官

餘者公達任之諸大夫中常不任之
又大中納言參議以上有兼任之例
近代無定數五位侍従叙四位者又
去之四位以上任之別儀也

て次侍従にならねどもはまゝ皇親の侍従の證ハ和名抄に二方品貞云親王以下五位以上入侍従
籍者百人と見えも大鏡の亭子の帝の件に元慶八年云、御と十九王侍従など聞えて殿上人とてたゞまはるも正侍
従より他官に遷任して一度侍従にならぬ人地下下れども中務式に其正侍従遷任者雖無關猶為次侍従以理解
任亦同
少納言兼任之云、少納言ハ太政官の職事とて唐に準ハ門下省の給事中にあつる本朝の制ハ尚書門下と太政官と并ぶるもの
こととのより委り別記にあり然るも少納言ハ尋常小事を奏宣するより禁中の出入まゝ御前常侍の人ありハ使
わろこれに依て少納言と侍従とを兼任するもの所置まゝ宜を得るものとす
公達ハ清華のことなり官職秘抄に英雄四五位公達任之
常不任之まゝ任ゆるものなり

又大中納言云、古法に謂侍従大納言侍従中納言侍従宰相是也大臣兼任例藤内麻呂大同元年五月任右大臣同八月兼
侍従

近代無定數官職秘抄云永承元年増九人久安四年増十人近代及廿人
別議也ハ殊籠より大臣納言といふも兼任して近侍をいふも今按る武家侍従に任するも大者多しこれハ下引
所の官職秘抄の文に依るなり

内舍人九十人

唐名通事舍人

可然之侍任之攝政關白給内舍人
隨身時殊撰其器召仕之帶劔之官
也

内舍人官職秘抄云格云大同三年定百
十人久安四年以六十人可為首數之
由被下宣下其後超過百人百寮訓
要云これハ童殿上と云ふ官なり
今按る三代實錄貞觀十年二月条
に參議藤原良繩傳に良繩右
大臣内麻呂朝臣孫備前守大津之
子也兼和四年為内舍人中務省
啓令侍東宮と云ふ見ゆる良家
子禁内殿上の事と習らるる補
之欽秘抄に往代以大臣子息補之といふは良繩等の類の事なり藤原武智麻呂傳に大室元年選良家子
為内舍人以三公之子別叙叙正六位上為内舍人とあれは武智麻呂内舍人となりたり然るも延喜以後に至り
良家の子を補するは絶て侍品の官となれりなり少年の禁内見習の為なる證中務式に凡内舍人五十
箇年始載勞帳とありて知へし十箇年之間も考選ありて見習ゆべなり

可然之侍任之古注云官職難義云内舍人ハ源氏の者のちりたるハ源内と云平六平内或ハ藤内善内なり其の
姓を付てよなり位署ハ内舍人某とあり也平内左衛門尉ハ内舍人より左衛門尉なるをその官をつてよ
なり太耶と申人の左衛門尉なるを太郎左衛門と云同事也勘解由判官彈正忠直と云なるを勘
解由左衛門彈正左衛門と云同事也云任之の任字補作ハ

内舍人隨身云隨身三色あり本府隨身小隨身内舍人隨身なり本府隨身ハ攝關大臣等召仕る小隨身ハ
武官と仕ふ御免及及及の内攝關の本府ハ府生三人番長三人近衛六人也云々下奉近衛府給兵仗の註云ハ古注
云々拜至要抄云先行ハ除目被任内舍人保安賜内舍人二人今按本府隨身者扈從之時留陣口自是至真召仕内舍人
隨身也云々内舍人の内々ハ攝關の隨身ハその人を撰むなり

帶劍の官也官職秘抄ハ侍從内舍人在中務省中今就帶劍編武官之列このゆゑハ侍從ハ大名の武家ハ任さるる
多きを内舍人ハ近世武士ハ補さるるを聞キ百寮訓要ハ昔ハ武勇をばりせりるなり内舍人を坂東の云々云々
云々江家次第除目ハ次取内舍人勞帳任之三人任坂東豫件東海東山道多騎勇之者仍以練弓馬之者用之故とあり
除目抄ハ是東夷逆亂之時可相禦
之心欤と云々如

内記の下類從本局字あり

儒門之中云々ハ尋常也臨時ハ非儒
も例あり本朝文粹ハ藤篤茂云
抑非儒士任大内記者延喜聖代

内記

大内記 相當正六位上近代五位
唐名柱下起居郎

儒門之中堪文筆者任之草詔勅宣

藤原諸蔭是也以往之例不可勝
計

詔勅宣命と云々論言なりその内詔

臨事大事勅尋常小事ハ
公式令見也宣命ハ神社山陵告文
立太子并皇后任大臣節會任僧綱
任比叡座主及喪家告文等之類
也西宮記見也上下諸人ハ
殿上地下と云々めて五位以上勅
授の人と云々也中務式ハ凡
應五位及勲六等以上者内記執

硯紙管昇殿上書位記と云々此也古注云六位以下位記式部授之内記不奉行

雖為中務被官の被下接字を脱と云々中務の被接の官たりと云々の義也弁疑ハ卿輔丞録を流内と云々接之
る所の官位相當あり侍從内記監物主鈿典鑰等の局と被接と云内舍人の如く相當と云々と流外と云々中官職以下の
寮司と被管と云々餘皆云々云々

少内記の上令ハ中内記あり後紀ハ大同元年七月停中内記とあり

儒胤云々官職秘抄云文章生紀傳學生預本局舉奏任之其中以重代者抽補之是依任民部丞也以能書輩為最道風自
兵衛尉任之敏行自内舍人選之
是也

監物ハ出納を監察する官と云々

大監物

相當大從六位下少正七位下
唐名城門郎又文主監

和名抄に和名を載せ然るも今の古訓オロモシク并まじ續紀に下物職とあり依るに名義を出とまじ格古今集の詞書に大御酒の托ろしなりあるに同一そ納の事と自ら監字に含まざるもの也

六位侍任之といふ官職秘抄を考るに少こそ侍られし大諸大夫任之と見えるとや但百寮訓要に五位以下の官也近比に殊に零落し侍なりたる也とあり此抄にこれに據るに欤

主典ハ令外也との始置詳なきは後紀に大同三年八月廢監物主典といひ然れとも式部式に監物初位官一人といふに主典なりとも置れざるべし

主鈴典鑰の二局古本にハ監物と同列に記され板本一字低くハ非也職負令義解式部式とも

内記監物主鈴典鑰をハ各一司とあり體を異にせしめて主鈴ハ鈴印傳符飛驒函鈴と出入りしとを掌る典鑰ハ諸司庫藏の鑰と掌る典鑰式に凡諸司藏庫鑰匙毎日與監物共且請夕進但兵庫鑰臨時請進といふ如くの外諸門の鑰ハ關司これを掌る此にうけり

太皇太后宮ハ公式令義解に天子祖母登右位者といひて天子の祖母といふも天子の諸藩より入ふもまた祖母妃嬪としてたゞまはるの類にハ右位に登りまはるありとれハ大皇太后といはれぬなり皇太后宮ハ天子母登右位者とありられ右位にぬるありと祖母に同一皇太后義解に天子嫡妻也といひ職ハ宮注に主也其官司之所會

少監物

六位侍任之

主典

相當從七位上

大主鈴

大相當正七位下少相當正八位上唐名符寶郎

少主鈴

近代強不任之

大典鑰

大相當從七位下少相當從八位下唐名門僕

少典鑰

同前

太皇太后宮職

皇太后宮職

皇后宮職

已上謂之二宮和漢同之

中宮職

中宮者即皇后也本朝並置二宮太

無其謂然而光仁御宇被置此職以

也といへば、如く三宮の事を執掌する役所也職責令中宮職義解
 謂皇太后也其太皇太后皇太后宮亦
 自中宮也と見えて中宮ハ皇太后
 官と居處の稱皇后とハ其位の
 稱と義別也皇后ハ中宮と稱す
 たりゆゑこの皇后の御事を執
 行ハ官人の居處を中宮職といふ
 たり太皇太后皇太后も皇后と同
 じられたる所の居所ハ禁中なりとも
 つし中宮と申へる理なりとて亦自
 中宮也といひ令義解標注を合て
 高し一ハ三后ともハハハハハハハ
 三職あり二后は二職也一后は二
 一職也といふはわづらひと皇太后宮
 職と皇太后宮職ともなれといふ
 合きて一ハ中宮職也か下も并
 一

來代々並置仍今号四宮也四宮中
 中宮皇后宮之司尤擇其人太皇太
 后等宮司強不清撰但可依時事也
 大夫一人 相當從四位下
唐名長秋監
 近代華族納言等兼之
 權大夫一人
 同納言參議及三位已上兼之名家
 雖有其例不打任事也近代尤被擇

の事と一なるりのなり榮
 花月宴と女御も台とたると
 外かくさぬといふ詞いと多
 みに皇太后と中宮と稱す
 たりなりそれと上件と論
 るべく令條にてハ中宮ハ皇太后
 の宮の事なり漢書の注ハ師
 古曰中宮皇太后宮也これなり
 然るを後ハさき二人は
 たりより一人を皇太后といひ
 今一人を別と稱すへき号
 たりとさき居所の名を用ら
 たりりの也
 然而光仁御宇以下廿二字古
 本より推后の筆とあり
 さうん欽さてハとかむる足
 けといへとも初學の爲と并
 たりへ光仁ハ桓武の
 誤なりと并疑といふ如し

其人
 亮 相當從五位下
唐名内常侍
 名家四位中擇其人任之知職中之
 諸事故也
 權亮
 花族四位五位中少將等兼之

續紀を考ふ天應元年四月
三日桓武即位一ふじて同
十五日の詔一朕親母高野夫
人乎稱皇太夫人と云これ桓
武の御親母にて光仁の夫人
なりかゝて其年の五月二二
の太夫人の爲に中宮職を置
たり類史に桓武天皇天應元
年五月始置中宮職と見え
る即光仁に係りて桓武
に係りて始置ハ始て置と
ハ少く異なり光仁の皇右
井上内親王平蓋の事にて廢
たり後中宮職を停められ
る高野太夫人の爲に始め
置れるにて中宮ハ高野太夫人
の官職ハその官司也令條の
義に符へり此時井上皇后廢
されきてはりて彼は嫡母に
親母たる二宮を并て孝養を

